



2026年5月28日

各位

会社名 株式会社キムラタン
代表者名 代表取締役 九鬼祐一郎
(コード番号 8107 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 木村 裕輔
(電話 078-806-8234)

資本金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月28日開催の取締役会において、2026年6月23日に開催予定の第63回定時株主総会に「資本金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、前事業年度末において生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、資本金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

つきましては、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金をその他資本剰余金勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はございません。また、本件は払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はなく、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

2. 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金 386,621,600 円のうち、306,621,600 円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を 80,000,000 円といたします。

(2) 増加する資本剰余金の額

その他資本剰余金 306,621,600 円

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年7月31日

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金 306,621,600 円のうち 171,133,827 円を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損

填補に充当したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 171,133,827 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 171,133,827 円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年7月31日

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2026年5月28日
(2) 定時株主総会決議日	2026年6月23日(予定)
(3) 債権者異議申述最終期日	2026年7月30日(予定)
(4) 効力発生日	2026年7月31日(予定)

5. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における資本金をその他資本剰余金勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はございません。また、本件は払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はなく、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

以上